

愛知大学 3つのポリシー（2024年度以降）

■大学院 法学研究科 公法学専攻

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

【博士後期課程】

法学研究科公法学専攻（博士後期課程）では、学則第6条の2に示す人材の養成を目指します。この目標に沿って、所定の単位を修得し、法学研究科の求める資質、能力及び知識を身につけた学生の学位審査にあたり、審査プロセスならびにこれに必要な要件を定めるほか、以下の審査基準を踏まえつつ、総合的に評価した上で、本研究科の修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、「博士（法学）」の学位を授与します。

1. 先行研究を網羅的に把握するとともに、研究課題が明確かつ的確に設定されていること。
2. 設定した課題を追究するにあたり、適切な研究方法を採用していること。
3. 設定した課題を研究するにあたり、研究に必要な法情報等の利用・分析が妥当であること。
4. 設定した課題について採用した研究方法に基づいて執筆した論文の構成が、その分野の体系との整合性を保っていること。
5. 論旨の展開が明確かつ一貫しており、採用した研究方法によって導かれた結論が妥当であること。
6. 研究倫理を十分に理解し、遵守していること。

■大学院 法学研究科 私法学専攻

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

【博士後期課程】

法学研究科私法学専攻（博士後期課程）では、学則第6条の2に示す人材の養成を目指します。この目標に沿って、所定の単位を修得し、法学研究科の求める資質、能力及び知識を身につけた学生の学位審査にあたり、審査プロセスならびにこれに必要な要件を定めるほか、以下の審査基準を踏まえつつ、総合的に評価した上で、本研究科の修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、「博士（法学）」の学位を授与します。

1. 先行研究を網羅的に把握するとともに、研究課題が明確かつ的確に設定されていること。
2. 設定した課題を追究するにあたり、適切な研究方法を採用していること。
3. 設定した課題を研究するにあたり、研究に必要な法情報等の利用・分析が妥当であること。
4. 設定した課題について採用した研究方法に基づいて執筆した論文の構成が、その分野の体系との整合性を保っていること。
5. 論旨の展開が明確かつ一貫しており、採用した研究方法によって導かれた結論が妥当であること。
6. 研究倫理を十分に理解し、遵守していること。